

高槻市サービス付き高齢者向け住宅定期報告及び立入検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条、平成24年4月10日付け国住心第19号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知及び平成24年4月19日付け老高発第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」の1の(1)の規定に基づき、高槻市内のサービス付き高齢者向け住宅に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

(定期報告の実施方法)

第2条 定期報告の実施にあたっては、高槻市ホームページへ掲載する「サービス付き高齢者向け住宅定期報告書」(様式1)に、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者が、毎年度市長が定める日までに記載のうえ、その結果を高槻市所管課(住宅政策課)へ報告するものとする。

(立入検査事項)

第3条 登録住宅に対する立入検査事項は、別に定める実施計画において定めることとし、立入検査事項は必要に応じて別途追加することができる。

(立入検査の実施方法)

第4条 立入検査は、別に定める実施計画により実施するほか、原則として建物等の完成時(工事が伴わない場合は供用開始前)及び供用開始後1年以内に立入検査を実施し、以後、必要に応じて随時実施する。

2 立入検査の実施にあたっては、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対して事前通知を行う。

3 立入の検査員は、住宅政策課及び福祉指導課職員が各所属長の指示を受け、それぞれの所管事項を分担する。

(立入検査の留意事項)

第5条 検査員は、立入検査を実施するに際して、次の事項に留意しなければならない。

一 登録住宅への立入検査は、登録住宅及び登録住宅職員の正常な業務を妨げないよう努める。

二 登録住宅関係者には、あらかじめ立入検査の趣旨を説明し、登録住宅の理解と協力が得られるよう努める。

(報告)

第6条 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに「立入検査報告書」(様式2)により所属長に報告する。

(結果通知)

第7条 立入検査の結果については立入検査実施後、速やかにサービス付き高齢者向け住宅登録事業者に通知する。

(改善報告)

第8条 前条で是正すべき内容等があった場合は、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者は速やかに必要な措置をとるとともに、文書にて改善報告を市長に提出するものとする。

附則 この要綱は、平成25年1月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年6月5日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。